

養護老人ホームについて

《経過》

旧市立養護老人ホームは昭和45年に開設されて以来約40年間が経過しているため、建物の老朽化とともに耐震化の必要も生じており、建て替えの時期に来ておりました。そのため平成19年度より庁内関係課職員により構成いたしましたプロジェクトチームにおきまして、養護老人ホームの廃止も含めた今後のあり方について様々な方策を検討いたしました。大阪府とも協議の結果、市としても今後も援助が必要となった高齢者の生活の場を確保する必要があると判断し、養護老人ホームとしての役割を存続させるために、民間活力を活用した上で施設の建替え整備及び運営を行うことといたしました。

《新施設の所在地》

旧養護老人ホーム（岸和田1丁目8番1号）を建て替える案もありましたが、建て替え中の入所者の対応が困難であり、本市が実施した区画整理事業により所有している四宮5丁目189番の1,914㎡を新施設の所在地としました。

《20年間無償貸与》

○無償貸与にした理由

- ①養護老人ホームは、本来財政面や人員面で非常に効率の悪い事業となっている。
- ②行財政改革の観点から、市直営の事業としては不可の結論を得た。
- ③事業主体として、社会福祉法人による運営が望まれるところであるが、土地取得費や建設費等の自己負担を含めて、応募法人の確保が困難である。
- ④養護老人ホーム機能を重視しつつ、収益の見込める特別養護老人ホーム等を併設し、複合的な役割を持つ施設として開設することで、はじめて安定的かつ継続的な施設経営を実施することができる。
- ⑤地域に密着した高齢者福祉拠点として市のみならず地域住民に貢献できる施設運営が実施される。

以上の観点から市所有の土地を無償で貸与することとしました。

○20年間の貸与期間

大阪府と協議を進める中で、社会福祉法人が安定的かつ継続的な施設経営を実施できるよう以下の点を考慮し、20年間としました。

- ・入居者の安住やその他の施設利用者の利便性を優先する上で、運営する社会福祉法人が交代することは望ましくない。
- ・貸与期間を20年とすることにより、社会福祉法人が長期的な運営を適切に実施しているかを見極めることができる。

《社会福祉法人の応募》

応募の資格につきましては、「社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人のうち、本市内に所在地を有するもの」「平成 22 年 4 月 1 日現在、本市において養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの良好な経営実績が 3 年以上あること」「施設の設置及び安定的運営を十分に図れるだけの能力及び資力を有すること」以上の条件をすべて該当する者といたしました。

《募集方法・選定団体》

- ①応募資格のある市内社会福祉法人 6 団体に連絡して本事業を説明し、応募を促しました。
- ②市ホームページで公募し、4 団体が申請書等の資料請求がありました。
- ③4 団体中 3 団体から申請・提案書類等の提出があり、選定委員会で厳正に審査した結果、社会福祉法人 三養福社会が選定団体となりました。

《今後の方針について》

制度上監督官庁は厚生労働省ですが、市有地は市民の財産であるという観点から、今後については、施設の経営状況に係る報告を求めていきたいと考えております。